

越監告示第 15 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、建設部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和5年12月19日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 川崎俊之

令和5年度 建設部 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

都市計画課	令和5年10月10日～10月12日
建築住宅課	10月13日～10月17日
都市整備課(ダム・河川対策室)	10月18日～10月20日
上下水道課(浄化センター)	10月24日～10月30日

- 4 監査の対象 令和4年4月から令和5年8月末までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③委託契約等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。